

参考資料
(資料4関連)

参考資料(特別会計)

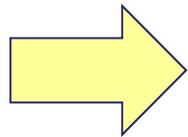
平成25年2月27日

特別会計制度

【財政法 第13条】

第1項 国の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

第2項 ①国が特定の事業を行う場合、②特定の資金を保有してその運用を行う場合、③その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合 に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとする。



事業や資金の状況を区分経理することにより、受益と負担の関係や、事業ごとの収入と支出が明確化され、事業ごとの国会のコントロールも強化される。

【現在の特別会計一覧】

- ・交付税及び譲与税配付金特別会計
- ・地震再保険特別会計
- ・国債整理基金特別会計
- ・外国為替資金特別会計
- ・財政投融资特別会計
- ・エネルギー対策特別会計
- ・労働保険特別会計
- ・年金特別会計
- ・食料安定供給特別会計
- ・農業共済再保険特別会計
- ・森林保険特別会計
- ・国有林野事業特別会計
- ・漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
- ・貿易再保険特別会計
- ・特許特別会計
- ・社会資本整備事業特別会計
- ・自動車安全特別会計
- ・東日本大震災復興特別会計(平成24年度より時限的に設置)

特別会計改革の流れ

平成18年

簡素で効率的な政府を実現するための
行政改革の推進に関する法律

【趣旨】(第17条)

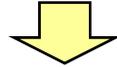
特別会計の改革は、特別会計の廃止及び統合等を図るとともに、事務及び事業の合理化・効率化を図ることにより行われるものとし、平成18年度から平成22年度までの間を目途に計画的に推進

【取扱いの原則】(第18条)

政府は、平成23年4月1日において設置されている特別会計について、その存続の必要性を検討するものとし、その後においても、おおむね5年ごとに同様の検討

【法制上の措置等】(第19条)

政府は、特別会計の廃止及び統合等のため、この法律の施行後1年以内を目途として法制上の措置その他の必要な措置を講ずる



平成19年

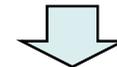
特別会計に関する法律(特会法)

18年度:31会計
→ 23年度:17会計

平成24年

24年度:17会計51勘定
→ 27年度:11会計26勘定
(東日本大震災復興特会など経過的な特会を除く)

特別会計改革の基本方針
(平成24年1月24日閣議決定)



特会法改正法案
(平成24年通常国会に提出→**廃案**) 等

平成25年

平成25年度予算編成の基本方針
(平成25年1月24日閣議決定)

・「特別会計改革の基本方針」は当面凍結
・引き続き検討し、改革に取り組む

特別会計の歳出(平成25年度予算)

- 特別会計の歳出総額は386.6兆円、会計間のやりとり等を除いた歳出純計額は185.4兆円。
- 歳出純計額の大半は国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等、財政融資資金への繰入れ(財投債による資金調達等)。それらを除くと、12.0兆円。
- ここから、東日本大震災からの復興という特殊な要因である復興経費(3.8兆円)を除くと、8.2兆円(対平成24年度当初▲0.2兆円)。

()内は24年度当初予算

特別会計の歳出総額 386.6兆円
(394.1)

※一般会計から特別会計への繰入額は**55.0兆円** (国債整理基金特会22.2兆円、交付税特会16.4兆円、年金特会11.8兆円など)

純計額 185.4兆円
(190.5)

会計間のやりとり
89.1兆円
(91.3)

国債の借換え
112.2兆円
(112.3)

財政融資資金への繰入れ 11.6兆円 (15.6)	地方交付税交付金等 20.0兆円 (20.0)	社会保障給付費 57.8兆円 (58.3)	国債償還費等 84.0兆円 (85.0)
---------------------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------------------------

8.2兆円

- 国債の償還や利子の支払いに必要な費用
- 年金や健康保険給付費など、法律に基づく社会保障給付そのものにかかる費用
- 地方財政対策(うち、震災復興特別交付税 0.6兆円)
(0.5)
- 財投貸付の原資として、財投債の発行により調達した資金等の繰入れ
- 復興経費 3.8兆円
(3.2)

歳出純計額から国債償還費・社会保障給付費等を除いた額の推移

(単位:兆円)

17年度	...	22年度	23年度	24年度	25年度 (注)
17.2	...	9.3	8.8	11.6 [8.4]	12.0 [8.2]

(注)24・25年度の下段は、復興経費を除いた額。

特別会計の剰余金等の活用状況

○ 特別会計に関する法律(特会法)に基づく活用(一般会計への繰入れ)(注1)

平成18	1.8兆円	外国為替資金特会(1兆6,220億円)、産業投資特会(1,202億円) 等
平成19	1.8兆円	外国為替資金特会(1兆6,290億円)、産業投資特会(794億円) 等
平成20	1.9兆円	外国為替資金特会(1兆8,000億円)、財政投融资特会(516億円) 等(注2)
平成21	2.5兆円	外国為替資金特会(2兆4,000億円)、貿易再保険特会(492億円) 等
平成22	2.7兆円	外国為替資金特会(2兆5,007億円)、社会資本整備事業特会(1,148億円) 等
平成23	2.9兆円	外国為替資金特会(2兆7,023億円)、財政投融资特会(1,702億円) 等
平成24	2.1兆円	外国為替資金特会(1兆9,725億円)、財政投融资特会(439億円) 等
平成25	2.0兆円	外国為替資金特会(1兆9,286億円)、食料安定供給特会(266億円) 等

(注1)平成18年度は、個別特会関係法(=特会法施行に伴い廃止)に基づく活用
(注2)上記のほか、財政投融资特別会計の積立金(7兆1,600億円)を国債整理基金に繰入(特会法施行令の改正に伴う措置)

○ 特例法に基づく活用

平成18	12.1兆円	財政融資資金特会の積立金の国債整理基金特会への繰入れ(12兆円) 等
平成20	4.2兆円	財政投融资特会の積立金の一般会計への繰入れ(4兆1,580億円)
平成21	7.3兆円	財政投融资特会の積立金の一般会計への繰入れ(7兆3,350億円)
平成22	5.1兆円	財政投融资特会の積立金の一般会計への繰入れ(4兆7,541億円)、 外国為替資金特会の剰余金の一般会計への繰入れ(3,500億円) 等
平成23	1.3兆円	財政投融资特会の積立金の一般会計への繰入れ(1兆588億円)、 外国為替資金特会の剰余金の一般会計への繰入れ(2,309億円)
平成24	1.0兆円	財政投融资特会の積立金の国債整理基金への繰入れ(9,967億円)(注3)
平成25	0.7兆円	財政投融资特会の積立金の国債整理基金への繰入れ(6,967億円)(注3)

(注3)復興財源確保法に基づき、復興債の償還費用に充当
※平成24年度は当初予算ベース、平成25年度は政府案ベース

「特別会計改革の基本方針」(平成24年1月24日閣議決定)のポイント

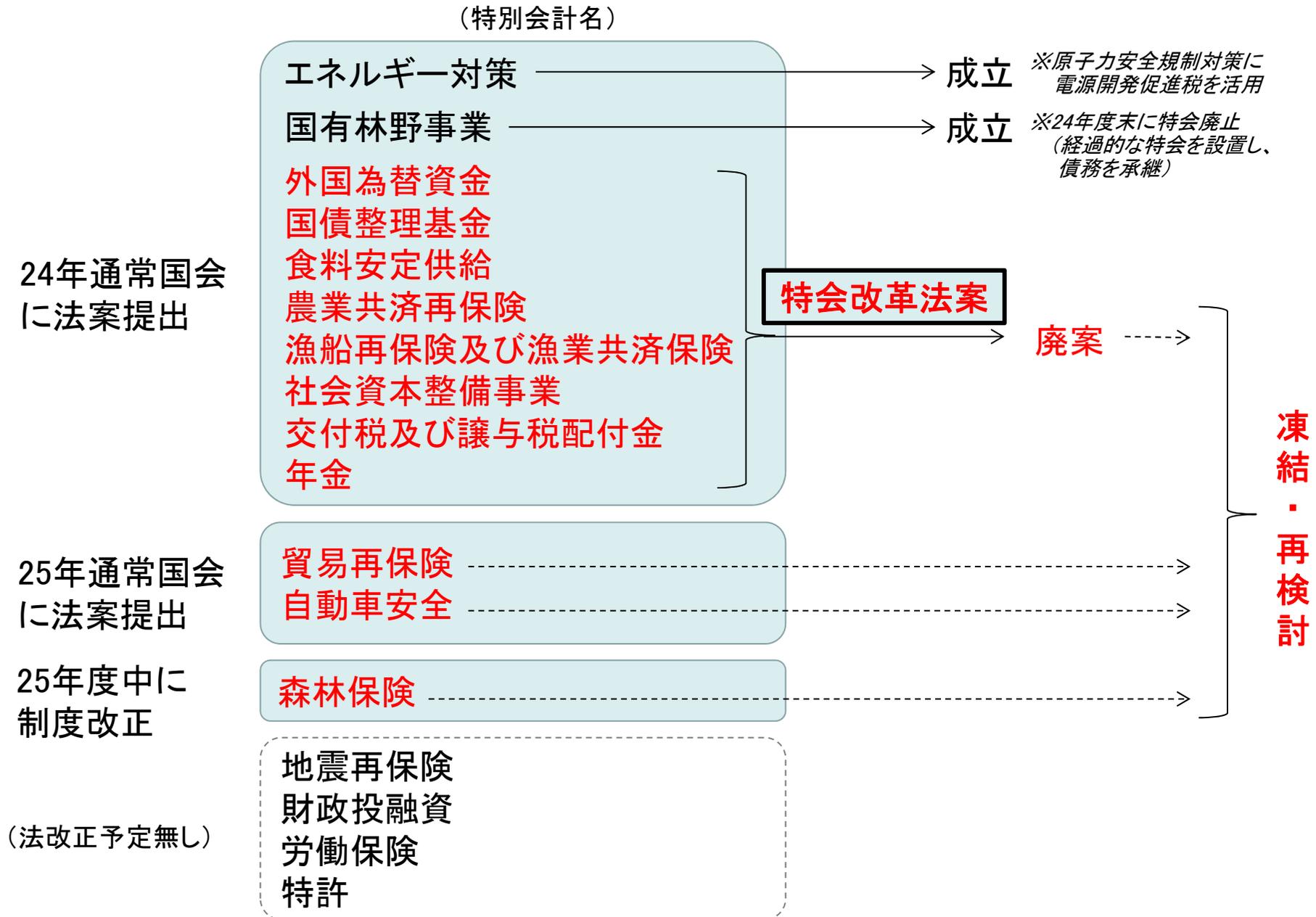
- 社会経済情勢等の変化を踏まえて区分経理の必要性につき絶えず見直し、検証。
- 事業の目的が達成された場合などは、当該会計・勘定を廃止し一般会計に統合。恒久的な税収等は一般会計に計上し、国全体の財政状況の総覧性を高める。
- こうした基本的考え方の下、震災からの復興・日本再生という新たな観点も踏まえつつ、以下の方針に基づいて各特別会計の改革を着実かつ積極的に進める。
 - － 特別会計における事務・事業の実施に当たっては、引き続き徹底した無駄の排除に取り組む。
 - － 経済社会情勢の変化を踏まえ、対象事業の範囲や内容を柔軟に見直し、国民のニーズに合った予算の編成を行う。
 - － 各特別会計の決算上の剰余金について、積み立てる等の必要がない金額は毎年度の予算編成に当たって可能な限り一般会計の歳入に繰り入れる。
 - － 積立金については、真に必要な規模・水準について再検討を行うとともに、その必要性、積立基準等について、適切な情報開示を行う。
 - － 事務・事業の内容や会計制度について一層の情報開示を行うことにより、透明性の向上を図る。

(⇒ 各特別会計ごとの改革案とその工程を明記。)

平成25年度予算編成の基本方針(抄)(平成25年1月24日閣議決定)

特別会計及び独立行政法人の見直しについては、「特別会計改革の基本方針」(平成24年1月24日閣議決定)及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、平成25年度予算は、現行の制度・組織等を前提に編成するものとする。特別会計及び独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

「特別会計改革の基本方針」に基づく法制化の状況



各特別会計の概要

1. 交付税及び譲与税配付金特別会計

昭和 29 年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付するため地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い、一般会計と整理区分するために設置された特別会計。

また、昭和 58 年度より、それまで一般会計において行われていた交通安全対策特別交付金及びその原資である反則金収入に関する経理も、当分の間、本特別会計において行われることとなった(交通安全対策特別交付金勘定)。

2. 地震再保険特別会計

昭和 39 年の新潟地震を契機に、一定額以上の巨額な地震の損害を国が再保険することを内容とした地震保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために昭和 41 年に設置された特別会計。

地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間損害保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために区分経理している。

3. 国債整理基金特別会計

一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とし、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として公債、借入金等の償還及び利子等の支払いを行う経理を他の会計と区分するために設置された特別会計。

一般会計において発行された公債等は、一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰入や、特別会計法の規定により発行される借換債の発行収入金等を償還財源として、60 年償還ルールに従って減債され、本特別会計から償還が行われるとともに、一般会計からの繰入資金を財源として本特別会計から利払いも行っている。

また、他の特別会計の借入金等の償還・利払い等についても、本特別会計で一元的に経理している。

4. 財政投融资特別会計

財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設置された特別会計。

本特別会計は、行政改革推進法を踏まえ、特別会計法において、平成 20 年度より、産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を「財政投融资特別会計」とした上で財政融資資金勘定及び投資勘定に区分された。

また、特定国有財産整備特別会計が平成 21 年度末をもって廃止されたことに伴い、平成 21 年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、平成 22 年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられた。なお、未完了事業完了後の残余財産は、一般会計に承継される。

5. 外国為替資金特別会計

外国為替相場の安定(為替相場の急激な変動の際の為替介入など)のために設置された特別会計。政府が行う為替介入は、円売り・外貨買い介入の場合には、政府短期証券の発行により円貨を調達し、外国為替市場における為替介入により円貨を売却し、外貨を購入。購入した外貨(外貨建て債券等で運用)を資産とし、政府短期証券を負債としている。

また、逆に円買い・外貨売り介入の場合には、外貨建て債券の売却等により外貨を調達し、外国為替市場における為替介入により外貨を売却し、円貨を購入。為替介入で得た円貨は政府短期証券の償還に充当される。

保有外貨資産の利子収入等を歳入とし、政府短期証券の利払い等を歳出として経理。歳入と歳出の差額である毎年度の利益(決算上剰余金)については、一部を積立金に積み立てるとともに、残りを一般会計に繰り入れている。

6. エネルギー対策特別会計

行政改革推進法に基づき、平成 19 年度に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計と電源開発促進対策特別会計を統合し、エネルギー対策に関する経理を明確にするために設置された特別会計。エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分経理されている。

エネルギー需給勘定は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定。電源開発促進勘定は、電源開発促進対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定。原子力損害賠償支援勘定は、原子力損害賠償支援機構法の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置を行うことを目的とし、平成 23 年に設置された勘定。

7. 労働保険特別会計

昭和 22 年に失業保険事業等の経理を明確にするため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償保険特別会計が、昭和 47 年に一元化され設置された特別会計。

さらに、昭和 50 年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

労働保険特別会計は、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の 3 勘定に区分されている。

8. 年金特別会計

昭和 19 年に労働者の年金保険事業(厚生年金保険)や健康保険事業(政管健保)等を経理するために厚生保険特別会計が設置された。また、昭和 36 年に自営業者等の年金事業(国民年金)等を経理するために国民年金特別会計が設置され、昭和 61 年に各制度共通の基礎年金制度の導入に伴い基礎年金勘定が加えられた。

行政改革推進法に基づく特別会計改革により、厚生保険特別会計と国民年金特別会計を統合し、年金特別会計が平成 19 年度に設置された。(船員保険特別会計の廃止に伴い、22 年 1 月からは、船員保険事業の一部についても年金特別会計において経理することとなった。)

9. 食料安定供給特別会計

19 年産から導入した水田・畑作経営所得安定対策(平成 23 年産からは畑作物に関する農業者戸別所得補償制度)を軸とする食料安定供給施策を一体的に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を 19 年度に統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のための事業に係る経理を行うために設置された特別会計。

10. 農業共済再保険特別会計

自然災害や病虫害等による農作物の減収を保険の仕組みによって補填する農業災害補償制度において、国が行う再保険事業の収支を一般会計と区分して経理するために昭和 19 年に設置された特別会計。

当初、対象は農作物、家畜等に限定されていたが、その後、国の責任分担の引下げなどを図りつつ、果樹、畑作物、園芸施設などを対象に追加するなどの見直しが行われ、現在に至っている。

本特別会計は、基本的には都道府県連合会から再保険料を受け入れ、大きな災害の発生時に連合会に再保険金を支払うが、この再保険金は連合会と組合等の支払額と合計され共済金として農家に支払われる。

11. 森林保険特別会計

林業経営の安定等に資するため、政府が保険者となり、森林所有者からの保険料等を主な財源として、森林国営保険法(昭和 12 年法律第 25 号)に基づき、森林の火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)及び噴火災による損害を填補する森林保険事業であり、森林保険に係る事業収支を一般会計と区分して経理するために設置された特別会計。

森林保険が対象とする保険事故は、当初は火災のみであったが、その後、台風被害等の多発に対応して風害・雪害などの気象災や噴火災が追加された。

12. 国有林野事業特別会計

国有林野の管理経営を企業的に行うことを目的として昭和 22 年に設置された特別会計。

昭和 35 年に治山事業に係る経費の受益と負担を明らかにするため治山勘定が設置され、本特別会計は、国有林野事業勘定と治山勘定の2勘定になったが、平成 18 年に特別会計の見直しを行い、国が行う直轄治山事業を本特別会計で、都道府県が行う補助治山事業を一般会計で経理することとし、また、これに伴い両勘定を統合。

なお、国有林野事業は、木材価格の低迷などにより多額の累積債務を計上したことから、平成 10 年に抜本的な改革を行い、管理経営の重点を木材生産から森林の公益的機能の維持増進に大きく転換するとともに、一般会計からの繰入れを前提とした特別会計に移行。

本特別会計については、平成 24 年度末において廃止し、一般会計へ移管(ただし、債務を国民の負担とせず、林産物収入等によって返済することを明確にするため、国有林野事業債務管理特別会計を設置)。(施行日は平成 25 年 4 月 1 日)

13. 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

座礁や拿(だ)捕などの不慮の事故による漁船の損害を保険の仕組みで補填(てん)する漁船損害等補償制度における国の再保険事業並びに異常の事象又は不慮の事故による漁獲減少や養殖施設の損壊などによる漁業者の損失を共済の仕組みで補填する漁業災害補償制度における国の保険事業について、その収支を一般会計と区分して経理するために設置された特別会計。

本特別会計の前身は、昭和 12 年に設置された漁船再保険特別会計であり、昭和 42 年に漁業災害補償制度において国が保険事業を開始したことを受けて漁船再保険及漁業共済保険特別会計に名称を変更。

14. 貿易再保険特別会計

対外取引において生ずる通常の保険によって救済されない危険を保険する貿易再保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために設置された特別会計。

元来、昭和 25 年に輸出信用保険特別会計として設置され、その後保険種の拡大等を受けて名称変更を行ってきたが、平成 13 年 4 月には貿易保険事業の効率的な運営を図るため、貿易保険業務等を独立行政法人日本貿易保険が行い、国の業務は再保険の引受け等に限定することとし、貿易再保険特別会計へと改組された。

本特別会計では、世界的な経済変動にかかわらず貿易・投資を安定的に行うため、利用者からの保険料を原資として、超長期で収支相償となるよう運営。保険事故が発生した場合には、速やかに保険金を支払い、相手先(主として途上国政府)の返済能力も勘案し国が前面に立って回収を行い、超長期的に収支を相償させることにより、保険事故の国家財政への直接の影響を抑制している。

15. 特許特別会計

技術進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不断に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行う観点から昭和 59 年に設置された特別会計。その後、一部業務についてはアウトソーシングが行われてきている。

本特別会計では、出願人から出願料、審査請求料、特許料等を徴収し、審査・審判を行い、また権利の登録等の事務を行うために必要な人件費、審査・審判関係費等に支出。なお、本特別会計は、収支相償の下で運営されており、これまで一般会計に依存したことはない。

16. 社会資本整備事業特別会計

行政改革推進法の方針に従い、特別会計法に基づき、平成 20 年度において、道路整備特別会計(昭和 33 年設置)、治水特別会計(昭和 35 年設置)、港湾整備特別会計(昭和 36 年設置)、空港整備特別会計(昭和 45 年設置)及び都市開発資金融通特別会計(昭和 41 年設置)の 5 特別会計を統合し、設置された特別会計。

本特別会計は、治水事業、道路整備事業、港湾整備事業、空港整備事業及び都市開発資金の貸付け並びに社会資本整備関係事業等を包括して経理。

17. 自動車安全特別会計

行政改革推進法の方針に従い、特別会計に関する法律に基づき、平成 20 年度において、自動車検査登録特別会計(昭和 39 年設置)及び自動車損害賠償保障事業特別会計(昭和 30 年設置)の 2 特別会計を統合し、設置された特別会計。

本特別会計においては、自動車ユーザーからの検査・登録手数料、自動車ユーザーからの賦課金、積立金として管理している自賠責保険の再保険契約に係る再保険料、過去の再保険料の運用益を財源として、自動車の検査・登録業務、基準適合性の審査、ひき逃げ・無保険車の被害者救済対策、再保険金の支払い、事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策、事故発生防止対策等を実施。

18. 東日本大震災復興特別会計

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、特別会計法を改正し、平成 24 年度から新たに設置。

東日本大震災に係る災害救助等関係事業、災害廃棄物処理事業、公共事業等の追加、災害関連融資関係事業、復旧・復興事業に係る地方団体の財政負担をゼロとするための地方交付税交付金、東日本大震災復興交付金事業、原子力災害からの復興関係事業及び全国防災対策事業に係る経費のほか、復興債の償還等のための国債整理基金特別会計への繰入金等を計上している。